

令和6年度
「獣医師修学資金制度」のしおり



徳 島 県
危 機 管 理 部 安 全 衛 生 課
農 林 水 産 部 畜 産 振 興 課

はじめに

徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与等事業における「獣医師修学資金制度」は、将来、徳島県職員の獣医師として活躍し、本県の公衆衛生・家畜衛生を支えていこうとする意欲に富んだ獣医学部生に対して、その修学を支援するために、徳島県等が必要なお金をお貸しする制度です。

そのため、貸与を受けた獣医学部生が、大学を卒業したときから2年以内に獣医師免許を取得し、貸与期間の1.5倍（「業務従事期間」という。）に相当する期間を県の機関等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

また、業務従事期間は、連続した期間である必要はなく、海外留学や育児休職などにより、業務を中断する（3年以内）ことができます。

制度の概要

徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与等事業における修学資金制度には、次の2種類の制度があります。詳しくは各申請窓口までお問い合わせください。

(1) 徳島県獣医師修学資金貸与事業 ⇒ **申請窓口：安全衛生課**
「徳島県獣医師修学資金貸与条例」に基づき貸与を実施する制度

(2) 徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業 ⇒ **申請窓口：(公社)徳島県畜産協会**
「農林水産省・獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用する制度

(3) 両事業の貸与対象者及び貸与人数

両事業共に次の条件を満たす必要があります。

① 大学において獣医学を履修する課程に在学している1年生から6年生であること（出身都道府県は問いません。）

② 徳島県職員の獣医師として勤務しようとする意思があること。

*貸与人数は両事業とも若干名（予算の範囲内）となります。

(4) 貸与額

月10万円

(5) 貸与する期間及び貸与方法

① 貸与期間は、1年生から6年生を対象とし、貸与決定した年の4月から大学を卒業する月までの最長6年間について貸与します。

② 口座振替の方法によって毎月貸与します。（ただし、合意により2ヶ月以上を合わせて貸与する場合があります。）

(6) 貸与の休止

修学生が休学、停学、進級できなかつたときは、休学の日、停学の処分を受けた日、進級できなかつた事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与は行いません。

(7) 貸与契約の解除

修学生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金の貸与契約を解除します。

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

※修学資金の貸与が解除された場合には、修学資金の返還が必要となります。

ただし、修学生が死亡、災害、疾病、負傷等その他やむを得ない事由により修学資金を返還できないと認める場合には、修学資金の返還債務の全部又は一部が免除されます。

また、修学生が災害、疾病、負傷等その他やむを得ないと認める場合には、修学資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

修学資金の返還免除について

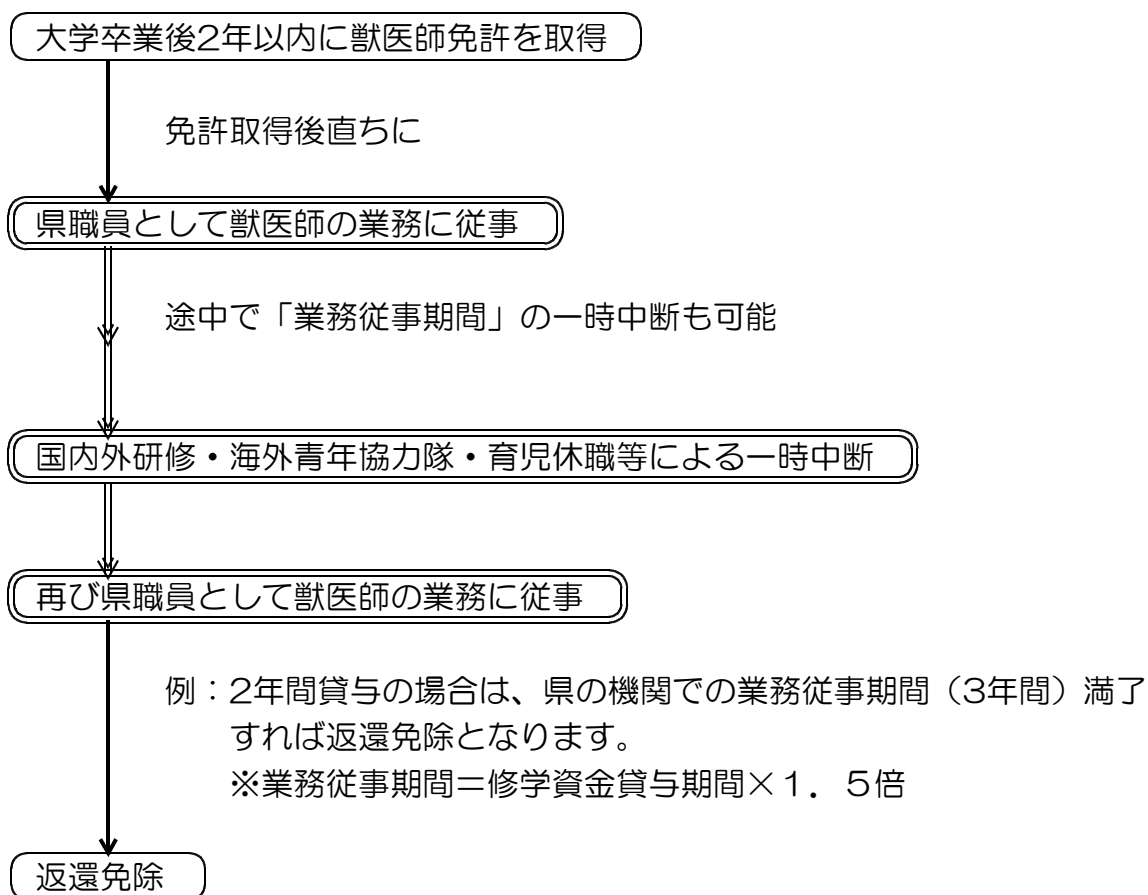
貸与期間終了後、貸与を受けた獣医師が次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が免除になります。

(1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が免除になります。

- 大学を卒業した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。
- 獣医師免許の取得後、直ちに(一部猶予あり)県の職員として業務に従事すること。
- 修学資金の貸与終了時点から、徳島県の機関等において、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間(「業務従事期間」、獣医師の業務に従事すること。

※自己の選択により業務を中断することができ、国内外での留学・研修等が可能です。



【業務従事期間等の計算例】

貸与期間が2年間（5～6年生）の場合

「業務従事期間」は、 $2年 \times 1.5 = 3年間$ となります。

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県の機関等において獣医師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

(3) 返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると、認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

【修学資金貸与獣医師の勤務先の決定及び県職員への採用について】

原則、翌年の4月に勤務先が決定されます。

また、県職員への採用にあたっては、大学を卒業となる前年又は獣医師免許取得見込みの前年に行われる徳島県獣医師職員選考採用試験を受験していただき、採用を決定される必要があります。

返還の猶予について

返還免除要件に該当しないかぎり、修学資金を返還する必要がありますが、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続を行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができます。

修学資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければなりません。

(1) 返還しなければならない場合

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ③ 大学を卒業した日から2年以内に獣医師免許を取得できなかったとき。
- ④ 獣医師免許を取得後、県の機関等に従事しなかったとき。
- ⑤ 業務従事期間を満了する見込みがなくなったとき。

(2) 返還額

返還額は、貸与を受けた修学資金の金額に返還利息を合わせた金額になります。

(3) 返還期日

返還事由が発生したときは、3月(農水省事業は6月)以内に、返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 返還利息

返還利息は、貸与を受けた修学資金のそれぞれの経費の額に、それぞれの貸与を受けた日の属する月の翌月から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年10.95%の割合により算定した額になります。

(5) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに、返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年10.95%の延滞利息を支払わなければなりません。

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出（安全衛生課所管事業のみ）

毎年4月15日までに、学業成績表（前学年分）と健康診断書（前学年分）を提出してください。

(2) 異動届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届けてください。

① 住所又は氏名を変更したとき

② 休学、復学、退学したとき

③ 停学の処分を受けたとき

④ 留年又は留年後進級したとき

⑤ 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき

※ その他、必要な届出については、各事業の必要な書類一覧を参考にしてください。

2 業務従事期間中の届出

① 住所又は氏名を変更したとき

② 獣医師免許の取得したとき

③ 獣医師の業務等に従事しなくなったとき

④ 獣医師の業務等に従事しなくなった後、再び獣医師の業務等に従事したとき

※ その他、必要な届出については、各事業の必要な書類一覧を参考にしてください。

◆よくあるご質問

Q1 貸与の申請に当たって、保証人が必要とのことですが、保証人の要件はありますか？

保証人（連帯保証人）は2名必要となります。それぞれ独立の生計を営んでいる方でなければなりません。また、徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業については、修学生に父又は母（主たる家計支持者一人）があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母とします。

Q2 家族の収入等により貸与申請ができない場合はありますか？

ありません。徳島県獣医師修学資金貸与事業では、申請にあたって所得制限を設けていません。

Q3 県外出身者ですが、将来、徳島県で獣医師として勤務したいのですが、貸与申請できますか？

申請できます。徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与等事業は、県内外を問わず獣医学科に在籍する学生で県の機関等に従事する希望者を対象としています。

Q4 他の奨学金等の貸与を受けていますが、徳島県獣医師修学資金の貸与も受けられますか？

徳島県獣医師修学資金の貸与を受けるには、他の奨学金の貸与を受けていても構いません。

但し、徳島県獣医師修学資金貸与事業及び徳島県の獣医師職員養成・修学資金給付等事業の重複貸与は、ありません。

また、既に貸与を受けている奨学金等に制限があるかもしれませんので、確認してください。

Q5 採用後、県の機関で従事する場合、勤務先等を希望することができますか？

採用者については、希望した勤務先に配属されない可能性もあります。

Q6 業務従事期間の中断には、何か条件はありますか？

業務従事期間の中断については、海外に留学される場合や、国の機関への派遣、その他育児休業による休職など、やむを得ない理由があると認められる期間です。

Q7 県の機関において業務に従事していますが、出産するので休職し、出産後しばらく子育てに専念したいと考えていますが、返還免除の要件にどのような影響がありますか。

育児休業期間など、やむを得ない理由があると認められる期間については、最長3年間とし、業務従事期間に中断期間を加算した期間内に業務従事期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。

Q8 修学資金の返還は、分割で返還できないのですか？

修学資金の返還は、一括での返還が原則です。やむを得ない事情等がある場合は、返還の債務の履行を猶予することもあります。

Q9 両修学資金貸与事業の違いを教えてください。

国の補助事業である公益社団法人徳島県畜産協会に申請する徳島県の徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業については、産業動物に係わる県機関（農林水産部所管）での勤務が修学資金の返還の免除要件となっています。

そのため、原則、県へ新規採用となり業務従事期間を満了するまでは、家畜保健衛生所など農林水産部所管の県機関への勤務が必要となります。

◆ 各事業申請・届出・問い合わせ先

徳島県危機管理部安全衛生課HACCP食品安全担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2229 FAX：088-621-2848

E-mail：anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp

公益社団法人徳島県畜産協会

〒770-0011 徳島県徳島市北佐古一番町61-11

TEL：088-634-2680 FAX：088-637-0009

E-mail：awano36@mandala.ne.jp

徳島県農林水産部畜産振興課 家畜防疫対策担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2419 FAX：088-621-2857

E-mail：chikusanshinkouka@pref.tokushima.lg.jp